

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 式典基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会式典基本計画策定業務委託

2 目的

令和 7 年（2025 年）に滋賀県で開催する第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会において、滋賀らしい式典を実現していくために、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会式典基本方針（以下、式典基本方針という。）」および「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会式典基本構想（以下、式典基本構想という。）」に基づき、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会式典基本計画（以下、式典基本計画という。）」を策定する。

式典基本計画は、式典を構成する総合開・閉会式の次第、式典音楽の音楽隊編成や使用曲の構想、式典演技の方向性や構成案、炬火イベントの方向性などを策定するものである。

また、本県では、選手等の参加者の負担軽減を念頭に、式典の簡素効率化を目指すこととしており、今後、式典基本方針や式典基本構想の趣旨も踏まえながら、時間の短縮や人数の削減、内容の見直しなどについて、式典基本計画策定の段階から検討していく必要がある。

以上のことを踏まえ、大規模な大会の式典運営経験や専門的知見を有する事業者への業務委託により式典基本計画の策定を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務委託の内容

(1) 式典基本計画の策定

業務内容は次のとおりとし、滋賀県で開催する第 79 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会において、「式典基本方針」、「式典基本構想」等に基づき、「式典基本計画」を策定すること。

策定にあたっては、従来の形式にとらわれることなく、総合開・閉会式の時間、人数、内容（構成）について、簡素効率化に向けた見直しを踏まえることとし、滋賀らしさの視点を盛り込んだ内容とすること。（滋賀らしさの視点の具体例：マザーレイクゴルフ、みんなで作る「健康しが」、しがCO2ネットゼロ、シガリズム、アール・ブリュット等）。

ア 式典の概要

イ 総合開・閉会式（オープニングプログラム、エンディングプログラム、ファイナルステージを含む）の基本的な考え方と次第

ウ 式典音楽の基本的な考え方、音楽隊編成の構想、使用曲の構想

エ 式典演技（式典前演技・歓迎演技）の基本的な考え方、方向性、構成案

オ 採火、集火など炬火を活用したイベントの考え方と方向性、開・閉会式での炬火演出の基本的な考え方

カ 各競技会の表彰式の取扱い

(2) 式典・会場専門委員会、式典音楽・式典演技両部会等の会議支援

ア 会議に必要な情報や資料の提供

- ・式典基本計画（案）を検討するうえで必要となる資料（音響・映像資料、カラー印刷資料等）の提供と説明

式典・会場専門委員会	2 回程度
------------	-------

式典音楽部会	2回程度
式典演技部会	2回程度

※部会については、設置しない、もしくは別の会議とする場合もある。

イ 会議での意見聴取および会議録の作成

(3) 協議・打合せ等での説明

式典基本計画策定業務における業務における協議・打合せ等は、業務着手時、中間報告（2回程度）および成果品納入時のほか、必要に応じて行うとともに、資料、情報の提供、打合せ結果報告書の提出を行う。

5 成果品の納入について

(1) 成果品の納期は以下のとおりとする。

内訳	部数	最終納入期限（予定）
式典基本計画 電子データ（CD-R等）	一式	令和5年3月31日（金） ただし、委託期間中に中間報告を行うとともに必要に応じて、随時、情報提供を行う。
会議支援資料	事務局が指定した日時までに提供すること	
所要経費の算出 上記電子データ（CD-R等）	5部 一式	令和5年3月31日（金）

(2) その他

ア 成果品の納入後、内容の変更、不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正を行い、契約期間終了日までに納入すること。

イ 納入先は以下のとおりとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会事務局
（滋賀県文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局 競技・式典室内）
〒520-0807 滋賀県大津市松本1丁目2-1（滋賀県大津合同庁舎7F）

6 著作権関係

(1) 受託者は、受託業務の実施により作成される成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、納品の確認をもって全て受託者に無償で譲渡することとする。なお、発注者に組織改正等による変更があった場合、著作権は変更後の組織に帰属し、組織の解散があった場合には、滋賀県に帰属する。

(2) 受託者は、本業務の遂行および本業務における成果物に対する著作権人格権の行使をしないものとする。

7 秘密保持

(1) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、開催準備委員会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示または本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ・取得した時点で、既に公知であるもの
- ・取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ・法令等に基づき、開示されるもの
- ・開催準備委員会から秘密でないとして指定されたもの
- ・第三者への開示または本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に開催準備委員会と協議のうえ、承認を得たもの

- (2) 受託者は、開催準備委員会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調査に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、秘密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、本調達にかかる検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る準備委員会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他、復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、開催準備委員会から貸与されたものについては、検収後1週間以内に開催準備委員会に返却するものとする。
- (5) 個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙(受託者)は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙(受託者)は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙(受託者)は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲(発注者)の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲(発注者)が乙(受託者)に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙(受託者)自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲(発注者)の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡され、または乙(受託者)自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲(発注者)の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙(受託者)は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第10 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期および必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第11 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙(受託者)に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲(発注者)に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

※契約書中に契約解除および損害賠償に関する定めがない場合

第13 甲(発注者)は、乙(受託者)が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めるときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。